

○庄原市公衆無線 L A N 設置及び利用規則

平成 18 年 9 月 20 日 規則 第 46 号

改 正

平成 19 年 3 月 28 日 規則 第 18 号

平成 19 年 8 月 7 日 規則 第 33 号

平成 21 年 3 月 31 日 規則 第 20 号

平成 21 年 12 月 28 日 規則 第 29 号

平成 23 年 1 月 6 日 規則 第 1 号

平成 24 年 3 月 30 日 規則 第 8 号

平成 25 年 3 月 29 日 規則 第 23 号

平成 29 年 2 月 23 日 規則 第 2 号

庄原市公衆無線 L A N 設置及び利用規則

(目的)

第 1 条 この規則は、庄原市が電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 165 条第 1 項に定める電気通信事業者となり、市内公共施設に高速な無線によるインターネット接続環境を整備し、住民の情報技術活用能力の向上、情報通信格差の解消、及び市内来訪者の利便性の向上を図るため、庄原市公衆無線 L A N（以下「公衆無線 L A N」という。）の設置及び利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆無線 L A N 無線を使ったインターネット接続サービス
- (2) 電気通信事業者 通信サービスを提供する事業者
- (3) I D 公衆無線 L A N の利用者（以下「利用者」という。）を特定するための識別用記号
- (4) パスワード I D と組み合わせて利用許可を証明するための識別用暗号
- (5) ネットワーク 情報を送受信するための伝送路及び装置
- (6) 上位プロバイダ 市が契約を行っているインターネット接続を仲介するサービス業者
- (7) O S コンピュータシステム全体を管理する基本的なソフトウェア

(設置場所)

第 3 条 公衆無線 L A N 機器の設置場所は、別表のとおりとする。

(提供機能)

第4条 公衆無線LANは、次の各号に掲げる機能を提供する。

(1) インターネット接続に関する機能

(2) その他必要に応じて市長が認めた機能

(提供時間)

第5条 公衆無線LANの提供時間は、別表のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別に公衆無線LANの停止期間を定め、又は公衆無線LANの停止を行うことができる。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、公衆無線LANの提供時間を変更することができる。

(利用の手続き)

第6条 利用希望者は、本規則に同意の上、市長に対し、庄原市公衆無線LAN利用申込書（様式第1号）を提出し、市長は、利用申込者に対し、接続するためのIDとパスワードを記載した庄原市公衆無線LAN利用許可書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、利用申込書が提出される際、利用希望者に対し、本人確認のための書類の提示を求めることができる。

3 公衆無線LAN利用申込者が、第13条で定める禁止行為を行っている場合若しくは行うおそれがある場合又は虚偽の内容による申込みを行っている場合は、公衆無線LANの利用許可を行わない。

4 18歳以下の者が申し込みを行うときは、保護者の同意を得なければならない。

(公衆無線LANの利用)

第7条 利用者は、前条第1項により許可の通知を受けたID、パスワードを使用し、公衆無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

2 利用者は、公衆無線LANを利用する際は、設置場所の管理者に申し出をし、管理者が指定する場所において利用を行うものとする。

3 利用者は、公衆無線LAN利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係する法律等を遵守しなければならない。

4 利用者が利用するパソコン及びパソコンの付属機器に供給する電源は、利用者が準備することとする。

5 利用者がインターネット上の有料サービスを利用する場合、有料サービスに係る料金は、利用者の負担とする。

(公衆無線LANの中断)

第8条 市長は、次の場合に公衆無線LANの提供を中断することができる。

- (1) 公衆無線LANで使用する通信回線に接続された電気通信設備の保守、点検又は工事上止むを得ないとき。
- (2) 公衆無線LANで使用するための、市、広島県及び上位プロバイダから提供を受ける電気通信回線の使用が不能になったとき。
- (3) 停電や災害などの不可抗力の事態が発生したとき。
- (4) 電気通信事業法第8条により公共の利益のために非常時における緊急を要する重要通信を優先させるとき。

2 前項の規定により公衆無線LANの提供を中断するときには、事前に市ホームページに掲載することにより利用者に通知する。なお緊急止むを得ない場合は、この限りではない。

(利用料金)

第9条 公衆無線LANの利用料金は無料とする。

2 その他必要な経費については、別に定めるものとする。

(登録情報の変更)

第10条 利用者が公衆無線LANを利用するため申請した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に庄原市公衆無線LAN利用者内容変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

第11条 利用者が利用するID及びパスワードを変更しようとするときは、速やかに市長に庄原市公衆無線LAN利用者ID及びパスワード変更依頼書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼書を受理したときは、庄原市公衆無線LAN利用者ID及びパスワード変更通知書（様式第5号）を発行するものとする。

(利用の中止)

第12条 利用者が、利用を中止しようとするときは、速やかに市長に庄原市公衆無線LAN利用中止届出書（様式第6号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、速やかに利用の中止処理を行うものとする。

(利用者の禁止行為)

第13条 利用者は公衆無線LANを利用するに当たり、次の各行為を禁止するものとする。

- (1) 他の利用者又は第三者若しくは市の著作権、特許権、商標権、意匠権及び実用新案権等の知的財産権並びに肖像権の侵害
- (2) 公序良俗に違反するおそれのある行為
- (3) 他の利用者のID等を不正に使用する行為

- (4) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為
- (5) 事実に反する情報を提供する行為
- (6) 有害なコンピュータプログラムを送受信する行為
- (7) 国内外の他のネットワークを経由して通信を行う際、経由するネットワークの規則に反する行為
- (8) 他の利用者又は第三者若しくは市に対する誹謗、中傷、脅迫等の不利益を与える行為
- (9) 他の利用者又は第三者若しくは市に、その意思に反して大量の情報を送受信する行為
- (10) 市の信用を毀損するおそれのある方法で公衆無線LANを利用する行為
- (11) 公衆無線LANの運営を妨げる行為
- (12) 他の利用者の公衆無線LANの利用を妨げる行為
- (13) 設置場所内で指定された場所以外での利用行為
- (14) その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

(利用許可の取消)

第14条 市長は、利用者が次の各号に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合は、公衆無線LANの利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 施設の管理運営に支障があるとき。
- (4) 3年以上公衆無線LANへの接続がないとき。
- (5) 第13条に該当する行為を行ったとき。

2 市長は、利用の取り消しを行ったときは、利用者に庄原市公衆無線LAN利用許可取消通知書（様式第7号）を送達し、その旨を利用者に通知するものとする。ただし、当該書面による通知ができない場合は、庄原市ホームページに利用取消の旨と当該利用者のIDを掲載及び公示送達により、利用者に通知することとする。

3 前項の处分により利用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(調査)

第15条 市長は、公衆無線LANの適切な運用を図るため、利用状況の調査を行うことができる。

2 利用状況の調査により、第13条に規定する禁止行為が発見された施設又は行われるおそれがある施設について、市長は、当該施設の公衆無線LANの全ての利用を停止することができる。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、許可を受けた目的以外に公衆無線ＬＡＮを利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第17条 公衆無線ＬＡＮの設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(免責)

第18条 市は、利用者の公衆無線ＬＡＮの利用に際して生じたあらゆる損害に対して、責任を負わないものとする。

2 公衆無線ＬＡＮへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。なお、利用する機器、ＯＳ、ソフト等により、公衆無線ＬＡＮを利用できない場合又は公衆無線ＬＡＮを利用するためには設定を行った利用する機器への損害についても、市は一切責任を負わないものとする。

(機密保持)

第19条 市は、公衆無線ＬＡＮの提供に関連して知り得た利用者の情報を、公衆無線ＬＡＮの管理目的以外で利用し、又は第三者に漏洩してはならない。

(疑義の解決)

第20条 公衆無線ＬＡＮに関して、利用者と市との間で紛争が生じた場合は、利用者と市が誠意をもって協議しなければならない。

2 公衆無線ＬＡＮの利用に関して、市と利用者との間に訴訟の必要性が生じた場合は、広島地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、公衆無線ＬＡＮの管理運用に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月7日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第20号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第29号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月6日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第23号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月23日規則第2号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

地域	設置場所	サービス提供時間
庄原地域	庄原市高自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 (平成18年庄原市条例第46号) 第6条による。
	庄原市本村自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第6条による。
	庄原市峰田自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第6条による。
	庄原市敷信自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第6条による。
	庄原市東自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第6条による。
	庄原市山内自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第6条による。
	庄原市北自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第6条による。
	庄原市民会館	庄原市民会館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第90号) 第6条による。

	庄原市総合交流拠点施設(食彩館 しょうばらゆめさくら)	庄原市農業振興施設設置及び管理条例（平成17年庄原市条例第167号）別表第3庄原市総合交流拠点施設による。
西城地域	庄原市役所西城支所	庄原市役所庁舎管理規則第13条別表庁舎による。
	庄原市西城自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
	庄原市西城陸上トレーニングセンター	庄原市観光交流施設設置及び管理条例（平成17年庄原市条例第160号）別表第3道後山高原総合体育館による。
東城地域	庄原市役所東城支所	庄原市役所庁舎管理規則第13条別表庁舎による。
	庄原市東城自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
	庄原市小奴可自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
	庄原市八幡自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
	庄原市田森自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
口和地域	庄原市帝釈自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
	庄原市口和自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
高野地域	庄原市役所高野支所	庄原市役所庁舎管理規則第13条別表庁舎による。
	庄原市上高自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第6条による。
	庄原市下高自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例

		第 6 条による。
	庄原市高野観光交流ターミナル	庄原市観光交流施設設置及び管理条例別表 第 3 庄原市高野観光交流ターミナルによる。
比和地域	庄原市比和自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第 6 条による。
総領地域	庄原市総領自治振興センター	庄原市自治振興センター設置及び管理条例 第 6 条による。

様式（省略）